改正後

（教官）

第十五条　（略）

２・３　（略）

４　管制科長は、航空交通管制業務に関する専門的な研修に関し、教官の行う教務を整理する（特別専門研修科長の所掌に属するものを除く。）。

５　（略）

６　システム科長は、航空交通管制情報処理システムに関する専門的な研修に関し、教官の行う教務を整理する（特別専門研修科長の所掌に属するものを除く。）。

７　（略）

８　運用科長は、航空管制運航情報業務に関する専門的な研修に関し、教官の行う教務を整理する（システム科長及び特別専門研修科長の所掌に属するものを除く。）。

９　（略）

10　無線科長は、航空交通管制技術業務に関する専門的な研修に関し、教官の行う教務を整理する（システム科長及び特別専門研修科長の所掌に属するものを除く。）。

11　第三項、第五項、第七項及び第九項に規定するもののほか、教官のうちから国土交通大臣が指名する者を特別専門研修科長とする。

12　特別専門研修科長は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火・電気技術業務に関する専門的な研修に関し、教官の行う教務の整理に関すること。

二　航空保安業務に従事する職員以外の者に対する航空保安業務に関する専門的な研修に関し、教官の行う教務の整理に関すること。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（統括測量・防災官）

第三条の四　国土地理院に、統括測量・防災官一人を置く。

２　統括測量・防災官は、命を受けて、国土地理院の所掌事務に関する測量及び防災に関する重要事項に係るものを統括する。

（地理普及広報官）

第三条の五　国土地理院に、地理普及広報官一人を置く。

２　地理普及広報官は、命を受けて、国土地理院の所掌事務に関する地理に関する情報の普及及び広報に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

改正前

（教官）

第十五条　（略）

２・３　（略）

４　管制科長は、航空交通管制業務に関する専門的な研修に関し、教官の行う教務を整理する。

５　（略）

６　システム科長は、航空交通管制情報処理システム及び人工衛星を利用した航空保安用電気通信施設の運用業務に関する専門的な研修に関し、教官の行う教務を整理する。

７　（略）

８　運用科長は、航空管制運航情報業務に関する専門的な研修（システム科長の所掌に属するものを除く。）に関し、教官の行う教務を整理する。

９　（略）

10　無線科長は、航空交通管制技術業務に関する専門的な研修（システム科長の所掌に属するものを除く。）に関し、教官の行う教務を整理する。

（新設）

（新設）

改正前

（防災企画調整官）

第三条の四　国土地理院に、防災企画調整官一人を置く。

２　防災企画調整官は、命を受けて、国土地理院の所掌事務に関する防災に関する重要事項に係るものを整理する。

（新設）